

第 10 回横須賀ごみ処理施設運営協議会会議次第

令和 7 年 5 月 29 日（木） 16 時 00 分～
西コミュニティセンター 第 1・2 学習室

1 開会

2 議事

（１）横須賀ごみ処理施設の運転状況等の報告について

（２）協議事項

（３）その他

・防災備蓄基地の建築について【危機管理課、建築計画課】

3 閉会

1 横須賀ごみ処理施設の運転状況等の報告について

（1）施設の運転状況（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月）

① 焼却施設の運転状況

1）焼せるごみの搬入状況

- ・総搬入台数 : 29,697 台（R5 下半期 +11 台）
- ・総搬入量 : 40,199.29 t（R5 下半期 -752.20 t）
- 2）焼却量 : 38,851.66 t（R5 下半期 -776.85 t）
- 3）発電電力量 : 17,171.68 MWh（R5 下半期 -1,514.48MWh）
- 4）売電電力量 : 11,099.43 MWh（R5 下半期 -2,804.16MWh）

② 不燃ごみ等選別施設の運転状況

1）不燃ごみの搬入状況

- ・総搬入台数 : 3,104 台（R5 下半期 -32 台）
- ・総搬入量 : 722.88 t（R5 下半期 -56.54 t）

2）粗大ごみの搬入状況

- ・総搬入台数 : 30,815 台（R5 下半期 -1,402 台）
- ・総搬入量 : 1,838.35 t（R5 下半期 -117.76 t）
- 3）破碎処理量 : 2,014.50 t（R5 下半期 -70.83 t）
- 4）三浦市搬出量 : 364.08 t（R5 下半期 -21.86 t）

＊ その他詳細については、資料編 P. 1、2 参照

（2）煙突排出ガスに係る測定結果（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月）

① 煙突排出ガスの定期測定に係る測定結果（計量証明書）

- 1）ばいじん・塩化水素・硫黄酸化物・窒素酸化物濃度については、9 回測定（各炉 3 回測定）を行い、全ての項目について自主基準値以下でした。

全水銀濃度については、1 号炉 1 回、2・3 号炉 2 回測定を行い、法基準値以下でした。

その他の測定項目については、いずれも法基準値以下または基準値がない項目についても、低濃度で推移していました。

（P. 3 図 1・2・3・4 及び資料編 P. 3 参照）

- 2）ダイオキシン類濃度については、1・3 号炉を 1 回、2 号炉を 2 回測定しました。いずれも自主基準値以下でした。（資料編 P. 4 参照）

② 煙突排出ガスの連続測定に係る測定結果（1 時間平均値）

- 1）ばいじん・塩化水素・硫黄酸化物・窒素酸化物濃度については、いずれも自主基準値以下でした。（P. 4 図 5・6・7 及び資料編 P. 5 参照）

2) 一酸化炭素濃度については、基準値以下でした。

(P.4 図9 及び資料編 P.5 参照)

(3) 排水に係る測定結果

すべての項目について、規制基準に適合していました。

(資料編 P.6～9 参照)

(4) 悪臭・騒音・振動に係る測定結果

悪臭・振動測定について、規制基準に適合していました。

騒音については、基準値を超えている時間帯が5回あり、そのうち1回は距離減衰(測定場所から敷地境界線までの距離 約80m)により、基準値を下回っていることを確認しました。(P.5 及び資料編 P.10～12 参照)

(5) 施設の安定的な運転に係る測定結果

① 焼却灰の放射能濃度

主灰、飛灰(ばいじん)共に、100ベクレル/kg以下を確認しました。(資料編 P.13 参照)

② 焼せるごみの組成分析

6回測定しました。(資料編 P.14 参照)

③ 収集されたごみの分別状況

収集車の展開検査を実施しました。8台分別状況検査を行い、計4台指導しました。(資料編 P.15 参照)

④ 雨水の測定結果

1回測定を実施しました。(資料編 P.16 参照)

(6) 工事等の予定について

① 実施予定の工事等について

広域処理センター植樹等業務

② 実施内容

令和元年度に植樹した苗木について、前年度に引き続き成長の様子を見ながらP.6の事業予定箇所②に移植を予定しています。

また、引き続き事業予定箇所の除草作業も行っていく予定です。

煙突排出ガスの定期測定に係る測定結果(計量証明書)

※ 委託した分析業者によって、定期的に測定された結果

図1

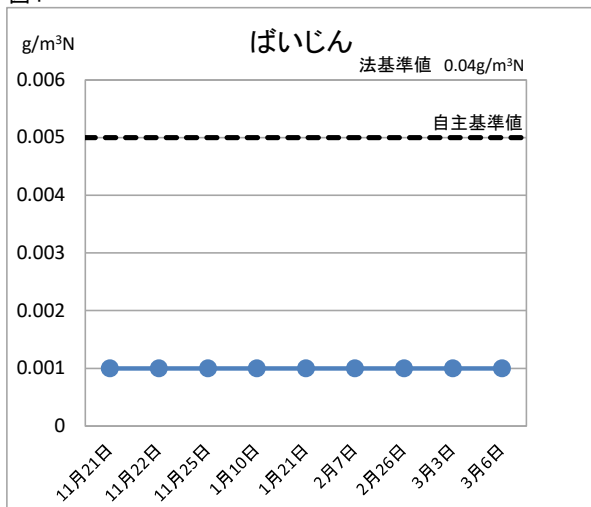


図2

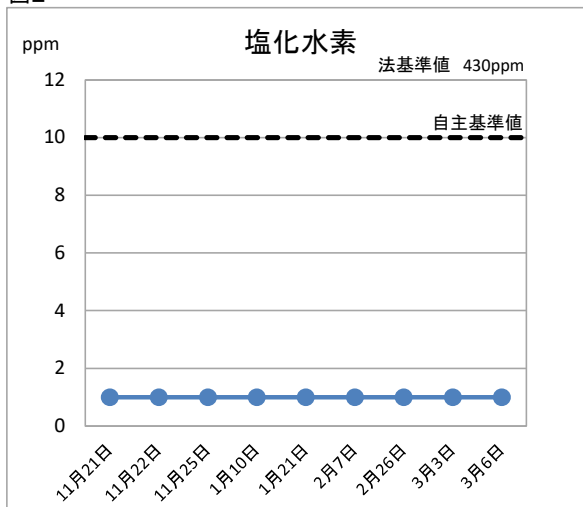


図3

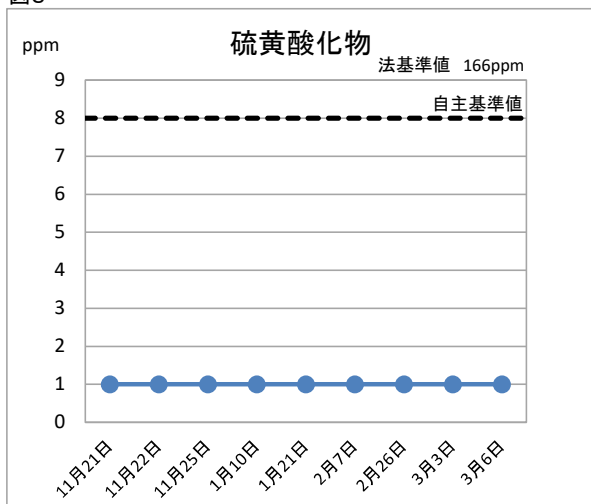
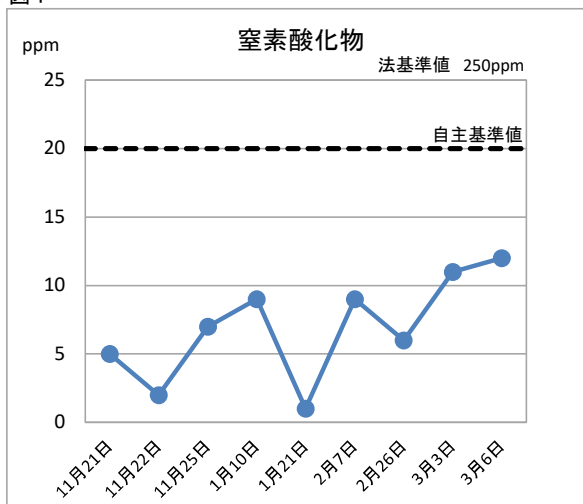


図4



煙突排出ガスの連続測定に係る測定結果(1時間平均値)

※ 施設に設置してある自動分析計によって、常時記録している1時間平均値のうち最大値

図5

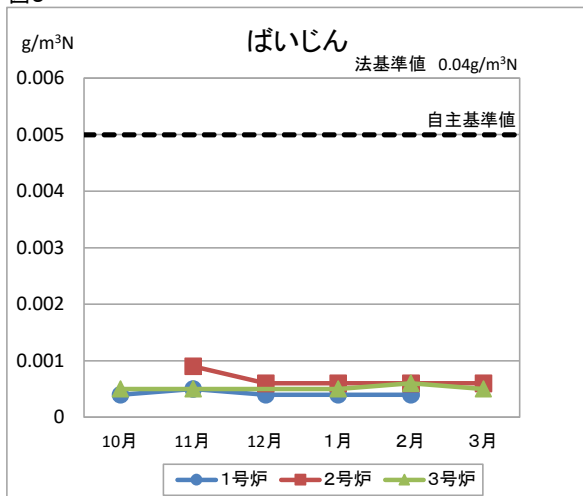


図6

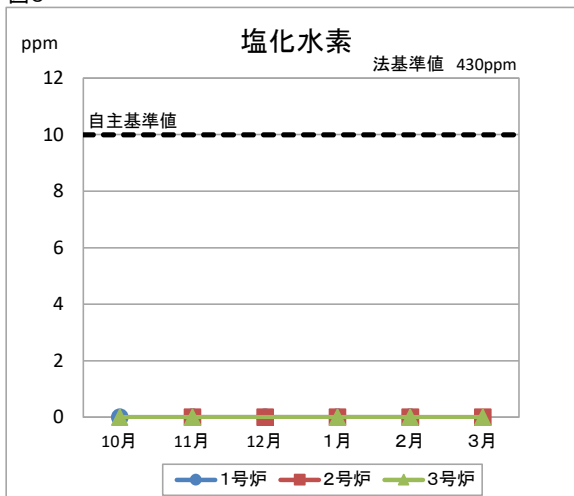


図7

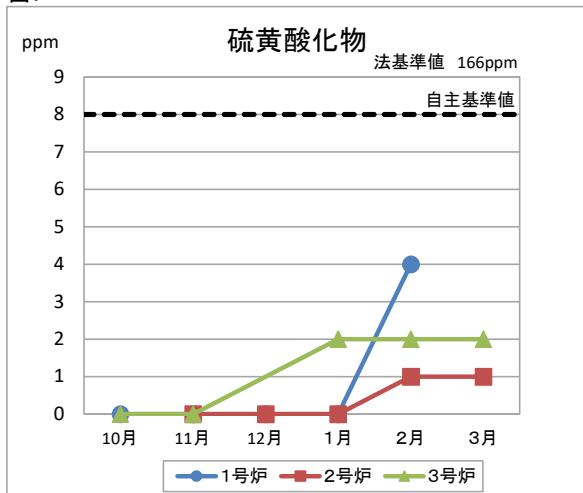


図8

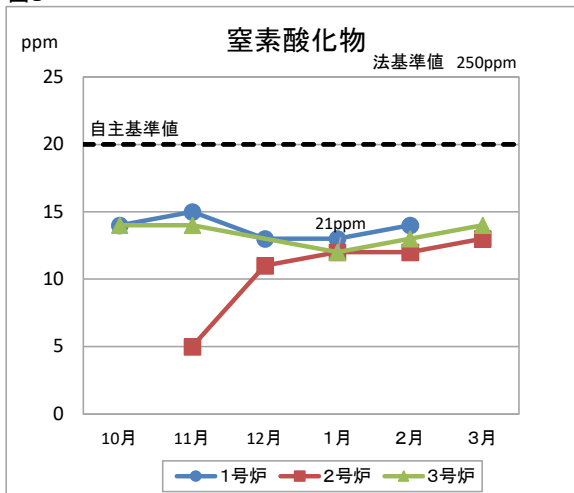
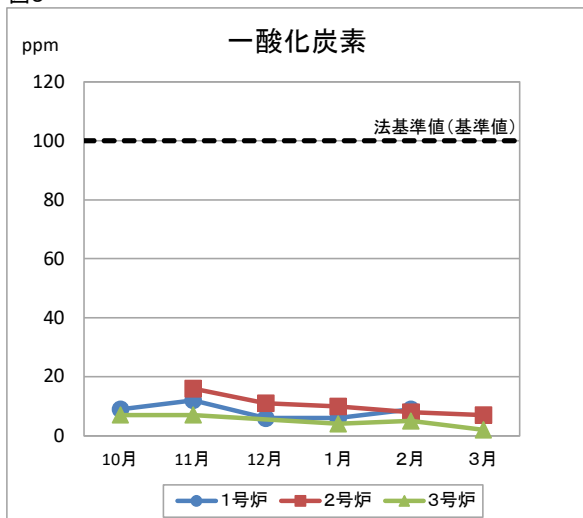


図9



基準値を超えた（下回った）際の状況、措置及び調査結果（騒音測定結果）

項 目	測 定 場 所 と 測 定 時 間	基 準 値	測 定 値	原因及び調査結果
令和6年12月10日 ～12月11日	①遊歩道上り口付近（昼間） （8時から18時）	55dB以下	59dB	「場内走行音」が確認されてた。年末の持込で走行車両の数が多かったことが一因と考えられる。
	①遊歩道上り口付近（朝） （6時から8時）	50dB以下	51dB	
	②雨水調整池付近（昼間） （8時から18時）	55dB以下	58dB	
	③計量棟付近（昼間） （8時から18時）	55dB以下	53dB (61dB)	距離減衰（測定場所から敷地境界線までの距離 約80m）により、基準値を下回った。 (61dB)は距離減衰を行う前の値を示します。
	①遊歩道上り口付近（夜間） (23時から6時)	45dB以下	47dB	「遠方の場外車両走行音」で、除外しきれない走行音が残留騒音となっていた。

2 協議事項

横須賀ごみ処理施設運営に関する環境保全協定書別表 2 の改正について

【改正内容】

第 7 条関係「別表 2 排水測定に係る測定項目・測定回数について」のうち、表の No14 六価クロム化合物の規制基準値を 0.5mg/L 以下としていますが、令和 7 年度から規制基準値を 0.2mg/L 以下とするものです。

(改正箇所)

横須賀ごみ処理施設運営に関する環境保全協定書別表 2 No. 14

(改正前)

No. 14 六価クロム化合物 規制基準値 0.5mg/L 以下

(改正後)

No. 14 六価クロム化合物 規制基準値 0.2mg/L 以下

【改正理由】

環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令に基づく水質基準が強化されることを踏まえ、特定事業場からの下水の基準についても、1 リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム以下に強化された。

【改正期日】

令和 7 年 4 月 1 日

○排水測定に係る測定項目・測定回数について

(1/2)

No	測定項目	規制基準値	測定回数
1	温度	45℃未満	1回／週
2	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満	1回／週
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L未満	1回／週
4	浮遊物質(SS)	600 mg/L未満	1回／週
5	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 mg/L以下	1回／週
6	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	10 mg/L以下	1回／週
7	窒素含有量	120 mg/L未満	1回／週
8	リン含有量	16 mg/L未満	1回／週
9	沃素消費量	220 mg/L未満	1回／2週
10	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	1回／2週
11	シアン化合物	1 mg/L以下	1回／週
12	有機リン化合物	0.2 mg/L以下	1回／2週
13	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	1回／2週
14	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	1回／2週
15	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	1回／2週
16	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	1回／週
17	アルキル水銀化合物	検出されないこと	1回／2週
18	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L以下	1回／2週
19	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1回／2週
20	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1回／2週
21	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	1回／2週
22	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	1回／2週
23	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	1回／2週
24	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1回／2週
25	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	1回／2週
26	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	1回／2週
27	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	1回／2週

No	測定項目	規制基準値	測定回数
28	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	1回/2週
29	チウラム	0.06 mg/L以下	1回/2週
30	シマジン	0.03 mg/L以下	1回/2週
31	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	1回/2週
32	ベンゼン	0.1 mg/L以下	1回/2週
33	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	1回/2週
34	ほう素及びその化合物 (10mg/L以下 ⇒ 230mg/L以下) *上町浄化センターの機能を停止し、ポンプ場に変更のため	230 mg/L以下	1回/週
35	ふっ素及びその化合物 (8mg/L ⇒ 15mg/L) *上町浄化センターの機能を停止し、ポンプ場に変更のため	15 mg/L以下	1回/週
36	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	1回/週
37	フェノール類	0.5 mg/L以下	1回/週
38	銅及びその化合物	3 mg/L以下	1回/2週
39	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	1回/週
40	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L以下	1回/週
41	マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L以下	1回/週
42	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	1回/2週
43	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	1回/年
44	ニッケル及びその化合物	1 mg/L以下	1回/2週

※測定位置

排水の測定位置は、排水処理設備の放流水槽とする。

○排水測定に係る測定項目・測定回数について

(1/2)

No	測定項目	規制基準値	測定回数
1	温度	45℃未満	1回/週
2	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満	1回/週
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L未満	1回/週
4	浮遊物質(SS)	600 mg/L未満	1回/週
5	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 mg/L以下	1回/週
6	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	10 mg/L以下	1回/週
7	窒素含有量	120 mg/L未満	1回/週
8	リン含有量	16 mg/L未満	1回/週
9	沃素消費量	220 mg/L未満	1回/2週
10	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	1回/2週
11	シアン化合物	1 mg/L以下	1回/週
12	有機リン化合物	0.2 mg/L以下	1回/2週
13	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	1回/2週
14	六価クロム化合物	0.2 mg/L以下	1回/2週
15	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	1回/2週
16	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	1回/週
17	アルキル水銀化合物	検出されないこと	1回/2週
18	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L以下	1回/2週
19	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1回/2週
20	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1回/2週
21	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	1回/2週
22	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	1回/2週
23	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	1回/2週
24	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1回/2週
25	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	1回/2週
26	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	1回/2週
27	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	1回/2週

No	測定項目	規制基準値	測定回数
28	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	1回/2週
29	チウラム	0.06 mg/L以下	1回/2週
30	シマジン	0.03 mg/L以下	1回/2週
31	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	1回/2週
32	ベンゼン	0.1 mg/L以下	1回/2週
33	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	1回/2週
34	ほう素及びその化合物 (10mg/L以下 ⇒ 230mg/L以下) *上町浄化センターの機能を停止し、ポンプ場に変更のため	230 mg/L以下	1回/週
35	ふっ素及びその化合物 (8mg/L ⇒ 15mg/L) *上町浄化センターの機能を停止し、ポンプ場に変更のため	15 mg/L以下	1回/週
36	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	1回/週
37	フェノール類	0.5 mg/L以下	1回/週
38	銅及びその化合物	3 mg/L以下	1回/2週
39	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	1回/週
40	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L以下	1回/週
41	マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L以下	1回/週
42	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	1回/2週
43	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	1回/年
44	ニッケル及びその化合物	1 mg/L以下	1回/2週

※測定位置

排水の測定位置は、排水処理設備の放流水槽とする。